

内閣府「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
に対する意見

該当分野	<p>I あらゆる分野における女性の参画拡大</p> <p>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>4 経済分野 (2)具体的な取組 ア 企業における女性の参画拡大</p>
<p>企業における女性の参画拡大は、本素案で述べられているように男女共同参画における重要な要素である。</p> <p>内閣府の女性役員育成研修等の活動の実施は、将来的に企業の方針決定過程に関与する人材を増やすことに有用であると考え。本活動を契機とし、企業が組織の内部人材の育成に一層の取組を行うことの推進を、女性の活躍促進に積極的な企業の評価等を通じて継続していただきたい。高度な専門的知識を有する人材は、企業の方針決定過程に参画することが求められる人材である。このような人材を企業内で雇用・育成することも、今後より一層重要となると考えられる。</p> <p>近年、コーポレートガバナンスの改善に向け組織の内外、ジェンダー、専門性の種類など、様々な要素を考慮した意思決定機関の存在が推奨されている。特に企業の健全な成長と発展に資する存在である財務・会計の専門家の登用についての発信強化を、男女共同参画を含む多様性確保の観点から求めたい。</p>	

<p>該当分野</p>	<p>I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 行政分野 (2)具体的な取組 ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大 イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (イ) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大</p>
<p>国・公共団体の審議会等委員への女性参画拡大について目標を定め、具体的取組を実施してきたこれまでの活動は、国や地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大や協議体の多様性の推進に効果があったものとする。</p> <p>一方、専門性の高い専門的職業に従事する女性は、その属性から協議体の多様性を担う人材として求められることも多い。各種審議会等において専門家の参画に意義があることには賛同するが、特に女性の専門家が少ない地域においては特定の人材が多重に役割を担っていることもある。審議会等への女性の参画拡大に当たっては、審議会等に求められる適切な専門性を考慮しつつ、昨今のコロナ禍を契機としたリモートワークの一層の推進を踏まえた遠隔地からの参画について検討を推進していただきたい。</p>	

該当分野	I あらゆる分野における女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 1 ワーク・ライフ・バランス等の実現
<p>「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」において、第1分野に記載があるとおり、男性の意識の変化は男女共同参画に大きな影響を与えるものである。社会における男性側の意識の変化が一定程度進んだとしても、本テーマは男女共同参画における課題として引き続き取り組むべきであり、本素案においても「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」と同様、主軸に位置付けるべきものと考え</p> <p>る。</p> <p>男性への男女共同参画に関する啓発活動は、労働環境面だけでなく生活に関する面においても、同様に推し進めるべきである。家庭内や地域社会における女性側の見え難い負担の可視化とその解消に向けた生活面での男女共同参画は、雇用等における男女共同参画の推進と不可分である。</p> <p>一方、学校教育における男女共同参画は若年層には浸透しているように見受けられる。若年層が成長し、企業等の組織に所属した後もその意識を継続して持ち続けられるよう、社会における男女共同参画は継続して周知・発信していただきたい。</p>	

以 上